

議案第 82 号

大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路占用料条例の一部を改正する  
条例の制定について

大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 5 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市法定外公共物管理条例及び大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例  
(大田原市法定外公共物管理条例の一部改正)

第1条 大田原市法定外公共物管理条例(平成14年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表埋設工作物の部中「内径」を「外径」に改める。

(大田原市道路占用料条例の一部改正)

第2条 大田原市道路占用料条例(平成14年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部中「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に、「公衆電話」を「公衆電話所」に改め、「郵便差出箱」の次に「及び信書便差出箱」を加える。

同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の部中「内径」を「外径」に改める。

同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の部中「縁日等」を「縁日その他の催し」に改める。

同表道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下別表において「令」という。)

第7条第1号に掲げる物件の部中「別表において」を削り、「第2号」を「第4号」に、「縁日等」を「縁日その他の催し」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。